

### 2.7.3 海側施設使用許可申請（W S T）

本業務では、港湾管理者に旅客乗降用施設（渡船橋）使用許可申請、ひき船使用許可申請兼配船希望願、船舶給水施設使用許可申請、船舶廃油処理施設使用許可申請（以下、「海側施設使用許可申請」と呼びます）を提出することができます。本業務では、海側施設使用許可申請を登録・訂正・取消することができます。

申請の操作方法については、1.3.2（4）申請業務を参照してください。

表 2.7.3-1 申請が可能な書類の種類

書類	宛先官庁
旅客乗降用施設（渡船橋）使用許可申請書の提出	港湾管理者
船舶給水施設使用許可申請書の提出	
ひき船使用許可申請書兼配船希望願の提出	
船舶廃油処理施設使用許可申請書の提出	

#### 入力者について

- 入力者は船会社、船舶代理店です。

#### 船舶基本情報について

- 船舶基本情報（内航船）は、申請先への申請を行うことで船舶基本情報の有効期間が一定期間延長されます。

その他、手続きに際しご不明な点につきましては、港湾管理者へお問い合わせください。

#### 訂正について

- 訂正できる海側施設使用許可申請の条件は以下のとおりです。
  - 入力者は海側施設使用許可申請を提出した利用者と同一である必要があります。
  -
- 申請済の海側施設使用許可申請に対して訂正が行われた場合、届出／申請番号（海側施設使用許可申請番号）には枝番が付加されます。
- 海側施設使用許可申請に対する訂正は、最大99回となっています。

#### 取消について

- 取消できる海側施設使用許可申請の条件は以下のとおりです。
  - 入力者は海側施設使用許可申請を提出した利用者と同一である必要があります。
- 取消を行う場合、港湾管理者に対してあらかじめ連絡することが必要です。

<海側施設使用許可申請の提出について>

- 以下の帳票を「書類状態確認（WVS）」業務（種別：帳票情報）で確認できます。  
\* 帳票を確認できる期間は、下記の表の条件から 14 日間（土日祝含む）です。

**表 2.7.3-2 書類状態確認（WVS）業務（種別：帳票情報）で確認できる情報**

条件	帳票名
港湾管理者が旅客乗降用施設（渡船橋）使用許可申請書に対して回答を行った場合	旅客乗降用施設（渡船橋）使用許可申請回答情報
港湾管理者が船舶給水施設使用許可申請書に対して回答を行った場合	船舶給水施設使用許可申請回答情報
港湾管理者がひき船使用許可申請兼配船希望願に対して回答を行った場合	ひき船使用許可申請兼配船希望願回答情報
港湾管理者が船舶廃油処理施設使用許可申請書に対して回答を行った場合	船舶廃油処理施設使用許可申請回答情報

- 以下の帳票が宛先官庁に出力されます。

**表 2.7.3-3 宛先官庁に出力される帳票**

条件	帳票名	出力先
港湾管理者への旅客乗降用施設（渡船橋）使用許可申請書提出の場合	旅客乗降用施設（渡船橋）使用許可申請書提出情報	港湾管理者
港湾管理者への旅客乗降用施設（渡船橋）使用許可申請書情報が訂正または取消された場合	旅客乗降用施設（渡船橋）使用許可申請書訂正・取消情報	港湾管理者
港湾管理者への船舶給水施設使用許可申請書提出の場合	船舶給水施設使用許可申請書提出情報	港湾管理者
港湾管理者への船舶給水施設使用許可申請書が訂正または取消された場合	船舶給水施設使用許可申請書訂正・取消情報	港湾管理者
港湾管理者へのひき船使用許可申請書兼配船希望願提出の場合	ひき船使用許可申請兼配船希望願提出情報	港湾管理者
港湾管理者へのひき船使用許可申請書兼配船希望願が訂正または取消された場合	ひき船使用許可申請兼配船希望願訂正・取消情報	港湾管理者
港湾管理者への船舶廃油処理施設使用許可申請提出の場合	船舶廃油処理施設使用許可申請提出情報	港湾管理者



条件	帳票名	出力先
港湾管理者への船舶廃油処理施設使用許可申請書情報が訂正または取消された場合	船舶廃油処理施設使用許可申請訂正・取消情報	港湾管理者